

取組事例(2020年)

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
○		○					

基本情報

企業名	広島アルミニウム工業株式会社
業種	輸送用機械器具製造業
都道府県	広島県
従業員数 (2020年9月時点)	正社員：1,890名 パートタイム・有期雇用労働者：454名
事業概要	ダイキャスト、砂型、金型、低圧の各アルミニウム製品の鑄造及び加工並びに販売ほか

取組のポイント・概要

背景	2020年4月からの同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）の施行に向けて、総務主導で非正規雇用労働者の待遇改善に取り組んだ。
----	---

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
基本給	定期昇給なし	定期昇給制度を導入
家族手当	支給なし	正社員と同様に支給
住宅手当	支給なし	正社員と同様に支給
皆勤手当	支給なし（「製造職」の「期間工」のみ支給）※期間工：有期雇用労働者の一区分	正社員と同様に支給

効果	<ul style="list-style-type: none"> ・無期転換制度の適用に合わせた待遇改善の実施により、離職者が減り定着率が向上した。 ・非正規雇用労働者のモチベーションが上がり正社員登用の希望者が増加した。登用実績も上がり有能な有期雇用労働者を繋ぎ止めることが出来ている。
----	--

取組の詳細

取組に向けた検討プロセス

- ・2020年4月からの同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）の施行を前に、同業他社から対応に関する問い合わせや相談を受けることが少なくない状況にあった。
- ・そうした機運を受けて、総務主導で非正規雇用労働者の待遇改善に取り組んだ。

待遇の改善状況の詳細

○基本給

取組前：パートタイム・有期雇用労働者には定期昇給なし

取組後：2019年1月分給与より、有期雇用労働者（フルタイム）を対象に勤続年数に応じた「定期昇給」制度を新たに導入（制度運用開始：2019年1月1日）（清掃職は適用なし）

（従前は査定昇給のみの運用であったが、2回目の契約更新（6か月×2＝12か月）時より定期昇給を適用）

○家族手当

取組前：正社員のみを支給し、パートタイム・有期雇用労働者には支給なし

取組後：パートタイム・有期雇用労働者にも正社員と同じ基準で支給

○住宅手当

取組前：正社員のみを支給し、パートタイム・有期雇用労働者には支給なし

取組後：パートタイム・有期雇用労働者にも正社員と同じ基準で支給

○皆勤手当

取組前：正社員のみを支給し、パートタイム・有期雇用労働者には支給なし（ただし、「製造職」の有期雇用労働者の「期間工」区分該当者においては支給実績あり）

取組後：パートタイム・有期雇用労働者にも正社員と同じ基準で支給

※有期雇用労働者については、無期雇用に転換するなど、長期にわたって雇用される労働者もいる。

取組による効果

- ・無期転換制度の適用に合わせた待遇改善の実施により、離職者が減り定着率が向上した。
- ・非正規雇用労働者のモチベーションが上がり正社員登用の希望者が増加した。登用実績も上がり有能な有期雇用労働者を繋ぎ止めることが出来ている。
- ・待遇改善実施後の正社員転換試験の受験者数は毎年50名を超え、毎年10名程度の正社員転換者が出ている。